

## 企業等との連携に関する基本方針

### 1 教育課程編成委員会の目的

学校の授業内容や行事などを美容業界の立場から、これからの美容業界における専門性に関する動向、新たに必要となる技術や知識に対して、十分把握分析したうえで、美容師として最もふさわしい授業科目の開設または授業方法改善・工夫などを行うために教育課程編成委員会を設ける。

### 2 教育課程編成委員会の構成

教育課程編成委員会は理事長をはじめ、千葉県美容業生活衛生同業組合の学校委員会の理事と校長、教頭、事務局長で構成される。任期は3年とし、再任は妨げない。

### 3 教育課程編成委員会の運営方法

教育課程編成委員会の委員長には校長が行う。校長は会務を統括し委員会を運営する。校長が欠席の場合は教頭がその職務を代理する。委員会は必要と認めた場合は委員以外の者に出席を求めることが出来る。学校側の委員は、業界側の委員に対して学校の現状、授業科目、授業方法などを説明し、十分な情報提供に努める。

### 4 教育課程編成委員会の検討結果の活用について

教育課程編成委員会から、学内において授業科目の新設や授業内容や行事の変更についての意見は、学校教務で十分に検討を行い、改善と向上に努める。

## 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由

千葉県内 2,500 店におよぶ美容サロン経営者で運営される千葉県美容業生活衛生同業組合が組織されており、この組合の県内各地域から理事が選出され、この理事により理事会が行われている。

この理事の中から、美容分野における実務に関する知識、技術及び技能を有し、学校に対して理解協力してもらう理事により、学校委員会が設けられている。この学校委員会の理事により、教育課程編成委員の企業委員に就任してもらっている。

この任期の最初の委員会において、就任の依頼を行い、承諾書にサインと捺印をもらっている。

、

## 教育課程編成委員会規定

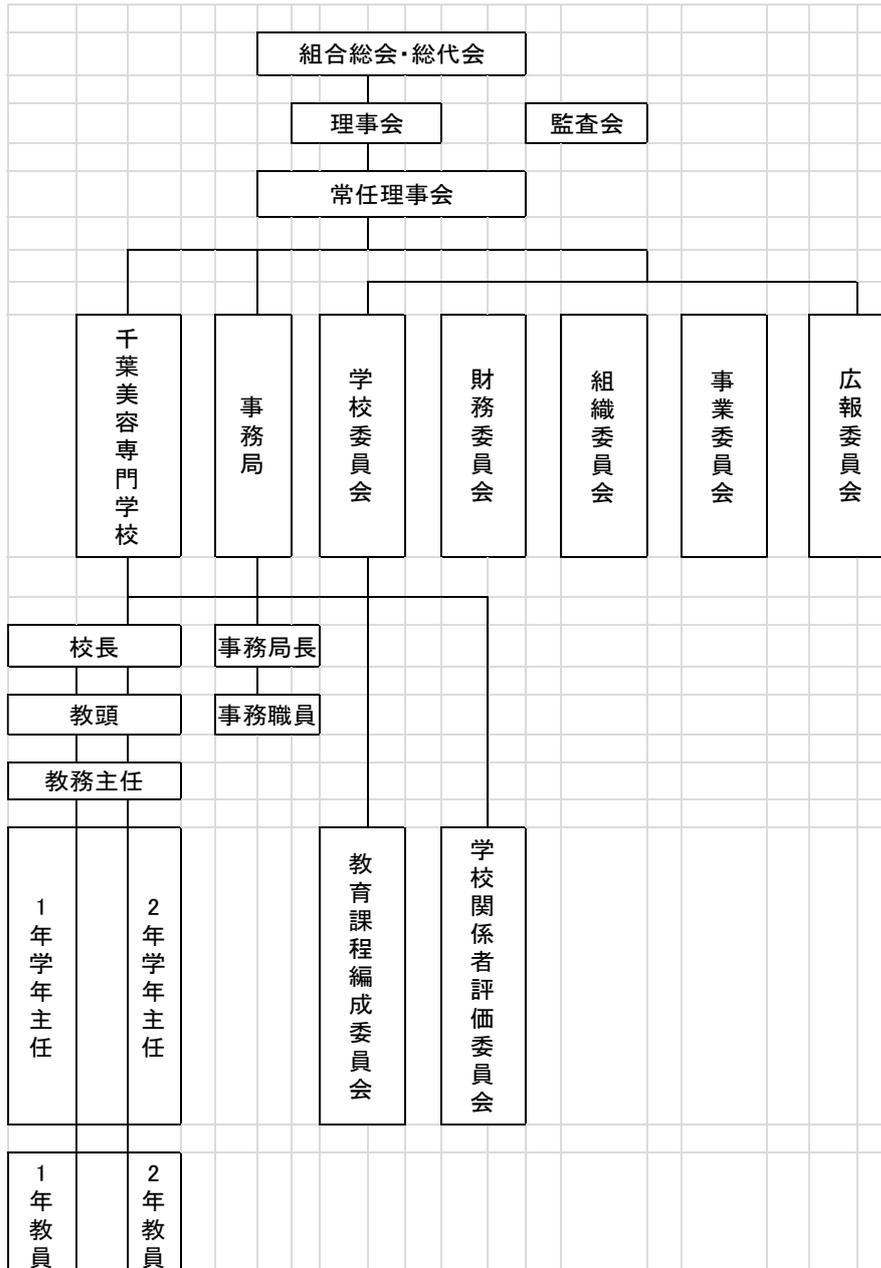
- 1 この会の名称を「教育課程編成委員会」とする
- 2 教育課程編成委員会の目的は、千葉美容専門学校に在籍する学生に、美容の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、美容分野における実務に関する知識、技術及び技能について改善・工夫についての指導とアドバイスを行うものとする。
- 3 教育課程編成委員会の構成は、千葉県美容業生活衛生同業組合の理事会が組織する「学校委員会」のメンバーにより構成される。
  - (1)理事長
  - (2)副理事長1名
  - (3)常任理事1名
  - (4)理事5名
  - (5)学校側より校長、教頭、事務局長
- 4 教育課程編成委員会の委員の任期は3年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 教育課程編成委員会の委員長には校長が行う。校長は会務を統括し委員会を運営する。校長が欠席の場合は教頭がその職務を代理する。委員会は必要と認めた場合は委員以外の者にも出席を求めることが出来る。学校側の委員は、業界側の委員に対して学校の現状、授業科目、授業方法などを説明し、十分な情報提供に努める。
- 6 教育課程編成委員会は年に3回行うものとし、他臨時に行うものとする。
- 7 教育課程編成委員会の招集は、委員会前の5日前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所などを明示した書面を各員に送付して行うものとする。
- 8 教育課程編成委員会から、学内において授業科目の新設や授業内容や行事の変更についての意見は、学校教務で十分に検討を行い、改善と向上に努める。
- 9 教育課程編成委員会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の容量及びその結果を記載する。

### 附 則

- 1 この規定は、認可のあった日から施行

## 学校運営組織図

千葉県美容室経営者が組織する、千葉県美容業生活衛生同業組合の委員会に学校を運営するための諮問機関として学校委員会という組織があり、理事長をはじめ校長、教頭も所属している。この委員会を教育課程編成委員会として委員会での意見を活用し教育課程の編成を行う。



## 千葉美容専門学校職員研修規程

- 第1条 この規程は千葉美容専門学校の職員を対象に、その職務を向上させるために行う、研修会について規程する。
- 第2条 この研修を行う、職員は「千葉美容専門学校教務職員」「千葉美容専門学校事務職員」を対象とする。
- 第3条 研修会には、教務職員は校長より、事務職員には事務局長より指示があった場合は積極的に参加しなければならない。
- 第4条 教務職員が行う研修会は、技術向上と教員としての指導力向上のための研修会とする
- 第5条 事務職員が行う研修会は、事務力向上のための研修会とする。
- 第6条 研修会は以下の連携機関の研修を行う。
- (1)公益社団法人理容師美容師教育センター、
  - (2)関東地区理容師美容師養成施設教職員研修協議会、
  - (3)日本美容技能協議会
  - (4)一般社団法人千葉県専修学校協会、
  - (5)美容材料メーカーが実施する技術研修会
- 第7条 職員が研修を行う場合は、出勤扱いとする。
- 第8条 職員が正規の勤務時間を越えて研修を行う場合は、その超過時間は残業扱いとする。
- 第9条 研修会が学校外で行う場合は、外勤手当はつかない。
- 第10条 研修会が外部で行われる場合は、交通費は実費で支給される。

### 附 則

- 1この規程は、認可のあった日から施行される